

京都市消防局訓令乙第1号

各部
 防災危機管理室
 消防学校
 各消防署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月26日

京都市消防局長 森澤正一

別表1 活動被服の款活動帽の項を次のように改める。

本部指揮救助活動帽	地質	オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地
	制式	変形八角型とし、前ひさは、地質と同様とする。 帽の前面の内側に形崩れを防止するしんを入れる。 帽の左横側に「KYOTO CITY F. D. SUPER COMMAND RESCUE TEAM」の文字を黒色の糸でししゅうする。 形状は第3図1アのとおりとする。
	帽章	帽の前面に、紺色の布地の台地に赤色の糸で縁取りを、白色、金色及び紫色の糸で図柄をそれぞれししゅうし、黄緑色の糸の枠で囲んだものを付ける。 形状は、第3図1イのとおりとする。
本部指揮救助活動服	上衣	地質
		制式
		オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地とし、襟、肩及び後面の上部に紺色を配する。 折り襟とし、掛け合わせにファスナーを付ける。 胸部の左右に各1個のファスナー付きポケットを付ける。 そでは、ひじ当て付き長そでとし、そで口にファスナーを付ける。 前後面の上部及びひじ当てに刺しこを施す。 後面の上部に「京都市消防局」及び「SUPER COMMAND RESCUE TEAM」の文字をオレンジ色の糸でししゅうする。 胸部の左に胸章並びに所属章及び個人章を付ける。 左上腕部に本部指揮救助隊員腕章を付ける。 形状は、第3図1の2アのとおりとする。

	胸章	地質と同様の台地に「京都市消防局」の文字を黒色の系でししゅうする。 形状及び寸法は、第3図1の2イのとおりとする。	
	所属章	紺色の難燃性の布地の台地に、所属等を明示する文字をオレンジ色の系でししゅうする。 形状は、第3図1の2ウのとおりとする。	
	個人章	紺色の難燃性の布地の台地に、職員の名字を明示する文字をオレンジ色の系でししゅうする。 形状は、第3図1の2エのとおりとする。	
	ズボン	地質	上衣と同様とする。
		制式	ひざ当て付き長ズボンとし、両ももの側面に各1個のふた付きポケットを付ける。 前後面の上部及びひざ当てに刺しこを施す。 すそは、シングルとし、締めひもを通す。 形状は、第3図1の2オのとおりとする。
バンド		オレンジ色の合成繊維製とし、バンド金具を付ける。 形状及び寸法は、第3図1の2カのとおりとする。	
本部指揮救助隊員腕章		紺色の布地の台地に赤色の系で縁取りを、白色、金色及び紫色の系で図柄を、金色及び赤色の系で「京都市」、「本部指揮救助隊」及び「SUPER COMMAND RESCUE TEAM」の文字をそれぞれししゅうし、黄緑色の系の枠で囲んだものとする。 形状及び寸法は、第3図1の2キのとおりとする。	
活動帽	地質	紺色の布地	
	制式	野球帽型とし、前ひさは、地質と同様とする。 帽の前面に、「KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT」の文字を朱色の系で、「KYOTO」の文字を銀色の系でししゅうし、金色の系で装飾ししゅうする。 形状及び寸法は、第3図1の3のとおりとする。	

別表1 活動被服の款活動服の項合冬服の目中

地質と同様の台地に、所属等を明示する文字をオレンジ色の系でししゅうする。 形状は、第3図2ウのとおりとする。	を
地質と同様の台地に、職員の名字を明示する文字をオレンジ色の系でししゅうする。 形状は、第3図2エのとおりとする。	

本部指揮救助活動服と同様とする。	に、「第3図2オ」を「第3図2ウ」に改め、
------------------	-----------------------

同項バンドの目中「第3図2カ」を「第3図2エ」に改め、同款救助活動帽の項中「オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地」を「本部指揮救助活動帽と同様とする。」に改め、同款救助活動服の項上衣の目中「オレンジ色の導電性を有する難燃性の布地」を「本部指揮救助活動服と同様にする。」に改め、「本部指揮救助隊員は、左上腕部に本部指揮救助隊員腕章を、」

を削り、

<p>地質と同様の台地に「京都市消防局」の文字を黒系でししゅうする。 形状及び寸法は、第3図2の3イのとおりとする。</p>
<p>活動服合冬服と同様とする。</p>
<p>活動服合冬服と同様とする。</p>

を

本部指揮救助活動服と同様とする。

に改め、同項ズボンの目中

上衣と同様とする。
ひざ当て付き長ズボンとし、両ももの側面に各1個のふた付きポケットを付ける。
前後面の上部及びひざ当てに刺しこを施す。
すそは、シングルとし、締めひもを通す。
形状は、第3図2の3ウのとおりとする。

を

本部指揮救助活動服と同様とする。

に改め、同項バンドの目中

オレンジ色の合成繊維製とし、バンド金具を付ける。
形状及び寸法は、第3図2の3エのとおりとする。

を

本部指揮救助活動服と同様とする。

に改め、同項本部指揮救助隊員腕章

の目を削り、同項国際消防救助隊員腕章の目中「第3図2の3カ」を「第3図2の3イ」に改め、同款救急活動服の項合冬服の目、作業服の款整備作業服の項及び航空隊

被服の款飛行服の項上衣の目中

活動服合冬服と同様とする。
活動服合冬服と同様とする。

を

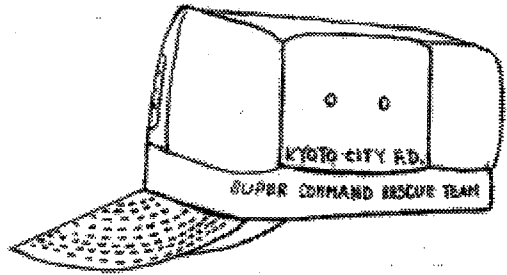
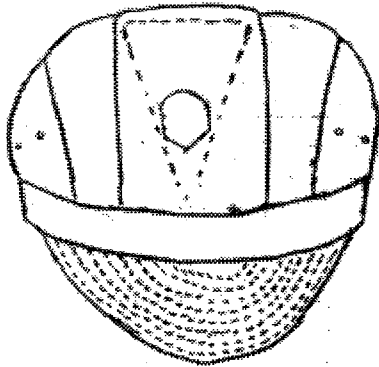
本部指揮救助活動服と同様とする。

に改

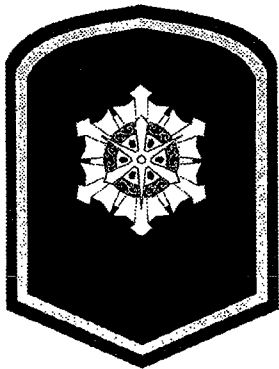
め、同表第3図1を同図1の3とし、同図1の3の前に次のように加える。

1 本部指揮救助活動帽

ア 制式

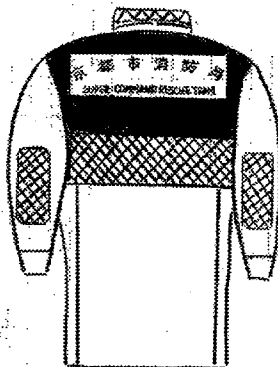
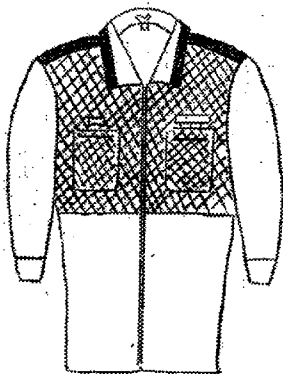


イ 帽章



1の2 本部指揮救助活動服

ア 上衣制式



イ 胸章



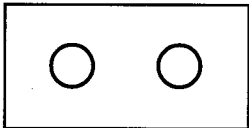
ウ 所属章

所属等を明示する文字

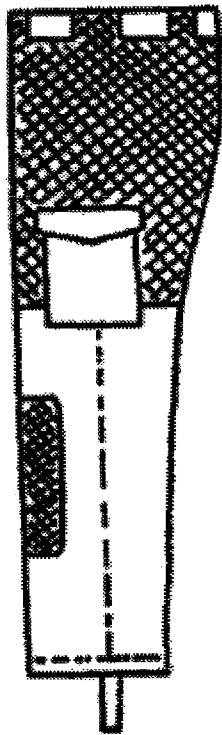


区 分	明示する文字
消防局本部に勤務する 部長級以上の職員	「局長」, 「総務担 当部長」等
消防局本部に勤務する 上記以外の職員	「庶務」, 「防災危 機管理」等
消防署又は消防分署に 勤務する職員	「北」, 「醍醐」等

エ 個人章



オ ズボン制式



カ バンド



キ 本部指揮救助隊腕章



別表第3図2中ウ及びエを削り，オをウとし，カをエとし，同表第3図2の3中イ，ウ，エ及びオを削り，カをイとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は，平成17年4月26日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表警防活動要員の項の次に次の1項を加える。

本部指揮救助隊員	本部指揮救助活動帽	1以上	2年
	本部指揮救助活動服		1年

(消防局総務部人事課)